

3 労福第 4 3 8 号
令和 3 年 8 月 2 6 日

愛知県経営者協会会長 様

愛 知 県 知 事
(公 印 省 略)

テレワークの徹底等による出勤者数の削減について (依頼)

日頃は、本県行政の推進に御理解・御協力いただき、誠にありがとうございます。

さて、本県では、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策に、オール愛知で取り組んでおりますが、令和 3 年 8 月 2 5 日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、本県が緊急事態宣言の対象区域に加えられたことから、令和 3 年 8 月 2 7 日 (金) から令和 3 年 9 月 1 2 日 (日) の間、愛知県全域を実施区域とする愛知県緊急事態措置を発出いたしました。

つきましては、感染力が極めて強いデルタ株が急増し、新規陽性者数の更なる増加が危惧される中では、人流抑制を一層強化することが必要でありますので、「出勤者数の 7 割削減」を目指すことも含め、休暇取得の促進やテレワーク、ローテーション勤務を徹底していただくとともに、その実施状況を自ら積極的に公表していただくよう、別紙を活用するなど、貴団体の会員事業所に対し、改めて周知をいただきますようお願いいたします。

なお、テレワークの体験や県産木材製品等を活用したテレワーク関連設備の展示を行う「あいちテレワーク・モデルオフィス」を今月に開設し、隣接する「あいちテレワークサポートセンター」と連携して、テレワークの導入・定着に関する支援を行っておりますので、その御利用につきましても併せて周知いただきたいと思います。

この難局をオール愛知で乗り越えるため、事業所の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

連絡先：労働局労働福祉課

仕事と生活の調和推進グループ (福島)

電 話：052-954-6360 (ダイヤルイン)